「インドゾウ」を「アジアゾウ」に改め、同表の第一の一の（一四）のマナティー科の項中「トリケクス・マナトゥス（アメリカマナティー）」を「トリケクス・マナトゥス（アメリカマナティー）　昭和五五年一一月四日　平成二五年六月一二日」に改め、同表の第一の二の（七）のきじ科の項中「ロフラ・インペリアリス（テイオウキジ）　昭和五五年一一月四日　」を削り、同表の第一の二の（一一）のきつつき科の項中「カンペフィルス・インペリアリス（メキシコハシジロキツツキ）　昭和五五年一一月四日　」を削り、同表の第一の三の（五）のいしがめ科の項の次に次のように加える。

おおあたまがめ科	おおあたまがめ科全種	平成二五年六月一二日

別表第二の表二の第一の三の（五）のりくがめ科の項中「ケロノイディス・ニグラ（ガラパゴスゾウガメ）　昭和五五年一一月四日　」を「ケロノイディス・ニグラ（ガラパゴスゾウガメ）　昭和五五年一一月四日　平成二五年六月一二日」に改め、同表の第一の三の（五）のすっぽん科の項中「アパロネ・スピニフェラ・アトラ（クロスッポン）　昭和五五年一一月四日　」を「アパロネ・スピニフェラ・アトラ（クロスッポン）　昭和五五年一一月四日　平成二五年六月一二日」に、「アスペリデテス・ガンゲティクス」を「ニルソニア・ガンゲティクス」に、「アスペリデテス・フルム」を「ニルソニア・フルム」に、「アスペリデテス・ニグリカンス」を「ニルソニア・ニグリカンス」に改め、同表の第一の四の（一）のひきがえる科の項中「ブフォ・ペリグレネス（オレンジヒキガエル）　ブフォ・スペルキリアリス（カメルーンヒキガエル）　昭和五五年一一月四日　」を「アミエトフリュヌス・スペルキリアリス（カメルーンヒキガエル）　昭和五五年一一月四日　平成七年二月一六日　」に改め、「スピノフリュノイデス属（トゲコモチヒキガエル属）全種　昭和五五年一一月四日　」を削り、同表の第一の五ののこぎりえい科の項を次のように改める。

のこぎりえい科	のこぎりえい科全種	プリスティス・ミクロドンの個体等については平成二五年六月一二日、その他の種の個体等については平成一九年九月一三日

別表第二の表二の第一の八のあげはちょう科の項中「パピリオ・ホスピトン（コルシカキアゲハ）　昭和六二年一〇月二二日　」を削る。

別表第六のヴィクグナ・ヴィクグナ（ビクーナ）の項中「タラパカ地方第一区」の下に「、エクアドル」を加え、同表のカニス・ルプス（オオカミ）の項中「オオカミ」の下に「のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及びカニス・ルプス・ファミリアリス（イヌ）以外のもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年六月十二日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十二号

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令

内閣は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成二十五年法律第三十二号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の政令で定める理由は、和解の仲介によっては申立てに係る東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争が解決される見込みがないこととする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三